

I. 高等教育制度の概観

（１）教育所管官庁

マレーシアの教育制度は、就学前から大学までの教育を対象としており、教育省（Ministry of Education : MOE）が所管している¹。

（２）学校教育制度と教育課程の種類

1996年に制定されたマレーシアの教育法では、マレーシアの教育課程は5段階（就学前教育、初等教育、中等教育、中等後教育、高等教育）と規定されている。このうち義務教育は、初等教育の6年間である。中等教育の後期課程では、主に3つの進路（学術（文系・理系）、技術・職業訓練、宗教）に分かれる。このうち大学あるいはユニバーシティ・カレッジに進学する者は、1～2年間の予備教育課程（Form6²、Matriculation³、Foundation⁴）を修了しなければ入学資格が与えられない。そのため大学に入学するには、一般的に12～13年間の教育を受けることになる（表1参照）。

マレーシアの高等教育機関では、マレーシア資格枠組み（Malaysian Qualifications Framework : MQF、Ⅲ（１）表3（p.5）を参照）におけるサーティフィケート、ディプロマ、学士、修士、博士の課程を提供している。

表1：教育課程の種類・標準修業年限

	標準修業年限	代表的な教育提供機関
就学前教育	1～2年	幼稚園
初等教育〔義務教育〕	6年	小学校
中等教育 -前期課程 -後期課程	3年 2年	中等教育学校
中等後教育 -Form 6 -Matriculation -Foundation	1～2年（進学課程による）	中等教育学校 Matriculation カレッジ、公立高等教育機関 高等教育機関
高等教育 -サーティフィケート -ディプロマ -上級ディプロマ -学士 -修士 -博士	1年半～2年 2～3年 1年 3～5年 1～2年 2～3年	カレッジ カレッジ、ユニバーシティ・カレッジ、大学 カレッジ、ユニバーシティ・カレッジ、大学 ユニバーシティ・カレッジ、大学 ユニバーシティ・カレッジ、大学 ユニバーシティ・カレッジ、大学

（作成：大学評価・学位授与機構）

（３）高等教育機関の設置

高等教育機関の設置については、「大学及びユニバーシティ・カレッジ法」（1971年制定、英名：Universities and University Colleges Act）及び「私立高等教育機関法」（1996年制定、英名：

¹ 2013年の春までマレーシアの教育所管官庁は2省あり、高等教育は2004年に設置された高等教育省（Ministry of Higher Education: MOHE）が所管し、高等教育段階以前の教育については教育省（Ministry of Education: MOE）が所管していた。2013年5月に、両省は教育省に統合された。教育省は、就学前の教育から高等教育までの、すべての種類の教育を所管する。

² Form6とは、大学あるいはユニバーシティ・カレッジへの入学を目的に、中等教育後期課程修了者が進学する予備教育課程。2年間の教育課程で、Sijil Tinggi Persekolahan Malaysia (STPM)（英語：Malaysian Higher School Certificate）という全国的な試験を受験する学生が在籍する。中等教育学校で提供される。

³ Matriculationとは、Form6同様、大学あるいはユニバーシティ・カレッジへの入学を目的とした、予備教育課程。ただしForm6と異なり、マレー系（ブミプトラ）の学生のみが進学できる。Matriculation カレッジや公立高等教育機関で提供される。

⁴ Foundationとは、高等教育機関によって提供される、学士課程への進学を目的とした予備教育課程。

Private Higher Education Institutions Act) で法制化されている。ポリテクニク及びコミュニティ・カレッジに関する法律は、「教育法」(1996 年制定、英名: Education Act) である。教育機関の種類によって設置の仕組みが異なる。公立高等教育機関は、議会が制定する法令に基づき設置される。私立高等教育機関は、教育省の認可を受けて設置される。

(4) 高等教育機関の種類・規模

公立高等教育機関としては、公立の大学、ポリテクニク、コミュニティ・カレッジ、教員養成学校があり、いずれも政府からの交付金を得ている。私立高等教育機関としては、私立大学、ユニバーシティ・カレッジ、外国大学のマレーシア校、カレッジがあり、機関数は表 2 のとおりである。また、学生数は高等教育機関全体で 1 0 0 万人以上、そのうち外国人留学生は 7 万人以上在籍している⁵。

表 2 : 高等教育機関の種類・規模⁶

[() 内は内数。2 0 1 3 年 1 1 月現在]

種 類		機関数	学士以上の学位 (degree) 授与の有無 ⁷
公立	大学	2 0	有
	研究大学	(5)	
	総合大学	(4)	
	特色大学	(1 1)	
	ポリテクニク	3 2	無
	コミュニティ・カレッジ	8 6	無
私立 ⁸	大学	3 5	有
	ユニバーシティ・カレッジ	2 5	有
	外国大学のマレーシア校	7	有
	カレッジ	4 1 8	無

(作成: 大学評価・学位授与機構)

公立系の大学は、研究大学、総合大学、特色大学 (Focused University) の 3 グループに区分され、政府からの交付金を得ている。

- 研究大学は、マレーシアにおける研究・教育両方の拠点大学として 2006 年に国が定めた大学を指し、研究にかかる補助金が重点的に交付されている。現在研究大学として指定されている大学は、マラヤ大学 (University of Malaya)、マレーシア科学大学 (University of Science, Malaysia)、マレーシア国民大学 (National University of Malaysia)、マレーシア・プトラ大学 (Putra University, Malaysia)、マレーシア工科大学 (University of Technological, Malaysia) の 5 大学 (2013 年 1 1 月時点)。
- 総合大学は、予備教育課程在籍者や学部生、大学院生に向けて幅広い分野の教育を提供する大学である。
- 特色大学は、専門分野 (工学、教育、経営・管理、防衛等) に焦点を当てた教育を提供する大学である。

⁵ 参考: 高等教育省 “Malaysia Higher Education Statistics 2011”

⁶ 大学は、自前のカリキュラム (homegrown curriculum) を 1 0 0 % 活用し、常勤教員の割合が最低 8 0 % で、運営費の 3 0 % を研究開発に使用し、留学生の割合が最低 2 0 % である必要がある。一方、ユニバーシティ・カレッジは、自前のカリキュラムを 最低 6 0 % 活用し、常勤教員の割合が最低 6 0 % で、留学生の割合が最低 1 0 % である必要があるが、研究開発を行う義務はない。なお、自前のカリキュラムとは、マレーシアの高等教育機関自身によってすべて設計されたものである。外国大学のマレーシア校においては、親大学 (設立元の外国大学) のカリキュラムを活用しているが、親大学からの承認が得られれば自前の科目を提供できる。

⁷ 「大学及びユニバーシティ・カレッジ法」(1971 年制定) において、大学及びユニバーシティ・カレッジ並びに外国大学のマレーシア校は、入学のための準備教育課程、学士課程、大学院 (修士・博士) 課程の教育を提供する機関と規定されており、学士以上の学位 (degree) の授与資格がある。同法において規定されていない高等教育機関については、学士以上の学位 (degree) の授与資格が無い。

⁸ 参考: 高等教育省高等教育局の私立高等教育機関の検索ページ (“SENARAI IPTS/LIST OF IPTS”) に掲載されている機関数 (2013 年 6 月 2 0 日現在) <<http://jpt.mohe.gov.my/menudirektori.php>>

私立大学及びユニバーシティ・カレッジは、学位を授与できる機関であり、学部レベル及び大学院レベルの学位を授与できるほか、ディプロマ課程も提供できる。

ポリテクニクは、学士以上の学位（degree）の授与資格がない公立の高等教育機関で、工学分野において技能を備えた人材育成を目的とした教育を提供する。

コミュニティ・カレッジは、学士以上の学位（degree）の授与資格がない公立の機関で、マレーシア資格枠組み（MQF）（Ⅲ（１）表３（p.5）を参照）におけるレベル１から３の職業訓練及び技能訓練を提供する教育機関。地域社会において中等後教育を提供するほか、短期間で技能を獲得できるような教育基盤の役割を果たしている。

カレッジは、学士以上の学位（degree）の授与資格がない私立の機関。ディプロマ及びサーティフィケートレベルのマレーシアの教育課程を提供することができる。また、マレーシア国内の大学あるいは外国大学との連携により、それらの大学が設置する学士以上の課程を提供することもできる（ツィニングやフランチャイズと呼ぶ）。連携の多くは、英国や米国、豪州等の教育機関とのものである。

Ⅱ．国の質保証システムの発展経緯

高等教育の民主化政策

マレーシアの高等教育は、植民地政策の名残として英国の高等教育制度に影響を受けながら発展してきた。最近では高等教育の民主化を戦略的志向とし、高等教育の量的拡大、教育機会の拡大を実現してきた。質的確保のテーマが重点化されてきた現在も、これらの拡大方針は積極的に取り組まれている。

1990年代：質の問題に伴う高等教育関係法令の整備

高等教育の量的拡大の一方で、高等教育機関の収容能力や質の低下といった問題が出現したことに伴い、質の確保・改善にむけて高等教育関係法令の整備が図られた。「教育法」（Education Act、1996年）の制定を皮切りに、大学及びユニバーシティ・カレッジを管理するための法律である「大学及びユニバーシティ・カレッジ法」（University and University Colleges Act、1971年制定）が1996年に改正された。さらに、私立高等教育機関を管理し、地方の私立大学や外国大学のマレーシア校の設置を推進するための法律として、「私立高等教育機関法」（Private Higher Education Institutions Act、1996年）が定められた。

質保証システムの整備と課題

1990年代後半には質保証システムの整備も始まった。1997年に、私立高等教育機関向けの質保証機関として「全国アクレディテーション委員会」（Lembaga Akreditasi Negara : LAN）⁹が全国アクレディテーション委員会法に基づき設立された。一方、公立大学に対しては、2002年に政府内に質保証部門（Quality Assurance Division : QAD）が設置され、大学が自ら行う内部質保証活動を定期的にモニタリングするという形で質の保証が図られてきた。

しかし、こうした公私立によって異なる体制は、質の管理・保証の分散化を招いた。また、当時の高等教育を取り巻く状況として、技能教育分野が台頭し、統一的な質保証枠組みや人材育成の必要性が高まっていた。こうした状況に対応していくために、高等教育改革を求める声が上がった。

質保証機関の設立と全国資格枠組みの導入

2007年にLANとQADを統合し、公私立両方の高等教育機関の質を一元的に管理・保証する機関として、「マレーシア資格機構」（Malaysian Qualifications Agency : MQA）（以下、MQA）がマレーシア資格機構法（Malaysian Qualifications Agency Act）に基づき発足した。さらに、2002年から構築作業が始まった全国資格枠組みも、2007年に「マレーシア資格枠組み」（Malaysian Qualifications Framework : MQF）として正式に導入され、MQAが管理責任機関となっている。MQFは、高等教育の質保証の基盤であり、国の資格・学位の基準の参照となる枠組み（詳細は、後述Ⅲ（１）を参照）である。

⁹ 英語名は、National Accreditation Board。

国の中長期計画に見る質保証の重点化

マレーシアにおける質保証システムの改革動向は、国の発展計画からもみることができる。例えば「第10次マレーシア国家発展計画」（2011～2015年）には、人材養成基盤の確立という目標・戦略を強化すべく、高等教育を含む全教育段階の改革を通じて教育の質を向上していくことが盛り込まれている。

Ⅲ. 質保証に関する各制度の概要

マレーシアでは、中等教育後に得られる学術資格・学位や職業資格のレベルを示すマレーシア資格枠組み（Malaysian Qualifications Framework : MQF）が、質保証システムの根幹を成している。また、MQFの実効性を高め、教育機関の内部質保証を強化するための指針・支援ツールとして、質保証の実践や基準を示した実施規範¹⁰、並びに優良事例のガイドライン（Guideline to Good Practice : GGP）が、MQAにより策定・公表されている。MQFや実施規範に示されている教育水準を確保するために、MQAによる第三者評価（アクレディテーション、オーディット）が実施されており、第三者評価によって適格性を認められたプログラム（資格・学位）は、マレーシア資格登録簿¹¹（Malaysian Qualifications Register : MQR）に登録される仕組みとなっている。MQRは、マレーシア資格機構法（Malaysian Qualifications Agency Act）の定めにより、MQAが設置・運営することになっている。

（1）国の資格枠組み

マレーシア資格枠組み（MQF）は、中等教育修了後の教育¹²における、あらゆる資格・学位のレベルについて、一連の基準に基づき階層的に区分した全国的な枠組みである。国際的な優秀事例とベンチマークを行って開発され、その基準や階層は全国的に認められたものである。MQFで包含する資格・学位には、学術教育だけでなく、技術教育や職業教育も含まれており、学習者の多様な進路を後押ししている。中等教育後の教育で授与されるすべての資格・学位は、MQFで定める資格・学位の内容（基準や学習成果など）に沿っていないと認められない。

MQFでは、マレーシアにおける資格・学位を8つのレベルに区分し（表3参照）、それぞれに学習成果の水準や最低単位数（表4参照）、1単位あたりの標準的な学習時間数が示されている¹³。各資格・学位がMQFに準拠することにより、他の資格・学位との比較や認証（recognition）に際して参照されたり、学生の移動（留学等）が促進されることを意図している。特に学習成果については、以下の8領域について、資格・学位ごとに求めるレベルを明示している。

〔学習成果の観点（8領域）〕

- ①知識（Knowledge）
- ②実務能力（Practical Skills）
- ③社会性と責任能力（Social Skills and Responsibilities）
- ④有用性、態度、専門職性／専門職的意識（Values, Attitudes and Professionalism）
- ⑤コミュニケーション、リーダーシップ、チームワーク（Communication, Leadership and Team Skills）
- ⑥問題解決能力、科学的な思考能力（Problem Solving and Scientific Skills）
- ⑦情報管理能力、生涯学習におけるスキル（Information Management and Lifelong Learning Skills）
- ⑧経営能力、企業家的スキル（Managerial and Entrepreneurial Skills）

各資格・学位における学習成果は、教育の質や水準をみる際に参照されるとともに、カリキュラム設計、単位数の設定、学生の到達度の評価に活用される。また学習成果は、大学等の教育体系内での学習・実習以外を

¹⁰ プログラム別アクレディテーションの実施規範としては、Code of Practice for Programme Accreditation（COPPA）、機関別オーディットの実施規範としては、Code of Practice for Institutional Audit（COPIA）がある。

¹¹ マレーシア資格登録簿（MQR）は、適格認定を付与されたプログラムの資格・学位や提供機関等が掲載されている。

<<http://www.mqa.gov.my/mqr/english/eperutusan.cfm>>

¹² ただし、予備教育課程（Form6やMatriculation, Foundation）は含まれない。

¹³ マレーシアにおける1単位あたりの標準的な学習時間は、40時間とされている。学習時間には、講義、個別指導、ゼミ、実習、自習、情報検索、研究、フィールドワーク、試験、試験に向けた準備の時間が含まれる。

BRIEFING ON MALAYSIA: Quality Assurance in Higher Education

通じても到達できるとし、既習歴・実習歴の認定（Accreditation of Prior Experiential Learning : APEL）という評価・認定の仕組みにより、教育体系以外の学習・実習によって到達した学習成果を評価・認定できる点が特徴である。

表 3 : マレーシア資格枠組み (MQF) に定められている資格・学位 : 種類とレベル

レベル	資格・学位の種類			生涯教育	
	技能教育	職業教育	高等教育		
8				既習歴・実習歴の認定 (A P E L)	
7					博士号 (Doctoral Degree)
					修士号 (Masters Degree)
					大学院サーティフィケート 大学院ディプロマ (Postgraduate Certificate & Diploma)
6					学士号 (Bachelors Degree)
					グラジュエート・サーティフィケート グラジュエート・ディプロマ (Graduate Certificate & Diploma)
5	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	上級ディプロマ (Advanced Diploma)		
4	ディプロマ (Diploma)	ディプロマ (Diploma)	ディプロマ (Diploma)		
3	技能サーティフィケート 3 (Skills Certificate 3)	職業・技術サーティフィケート (Vocational and Technical Certificate)	サーティフィケート (Certificate)		
2	技能サーティフィケート 2 (Skills Certificate 2)				
1	技能サーティフィケート 1 (Skills Certificate 1)				

(原典 : Malaysian Qualifications Framework: Qualifications and Levels. *Malaysian Qualifications Framework*. p.13)

表 4 : マレーシア資格枠組み (MQF) に定められている資格・学位 : 最低単位数¹⁴

MQF レベル	資格・学位	最低単位数
8	博士号 (Doctoral)	—
7	研究修士号 (Research Masters)	—
	修士号 (Fully or Partly Taught Masters)	4 0 単位
	大学院ディプロマ (Postgraduate Diploma)	3 0 単位
	大学院サーティフィケート (Postgraduate Certificate)	2 0 単位
6	学士号 (Bachelors Degree)	1 2 0 単位
	グラジュエート・ディプロマ (Graduate Diploma)	6 0 単位
	グラジュエート・サーティフィケート (Graduate Certificate)	3 0 単位
5	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	4 0 単位
4	ディプロマ (Diploma)	9 0 単位
1 - 3	サーティフィケート (Certificate)	6 0 単位
	技能サーティフィケート (Skills Certificate)	技能やレベルによる

(原典 : Malaysian Qualifications Framework: Proposed Minimum Credit. *Malaysian Qualifications Framework*. p.14)

¹⁴ なお、1 単位あたりの標準的な学習時間は 4 0 時間とされており、学習時間には、講義、個別指導、ゼミ、実習、自習、情報検索、研究、フィールドワーク、試験、試験に向けた準備の時間が含まれる。¹⁵ 教育省による必要な措置は、教育プログラムの継続認可の停止や学生募集停止といった措置を含む。

(2) 実施規範

マレーシアには、高等教育における質保証の実践や基準を示した実施規範（Code of Practice）がある。これは MQA が主体となり、国際的な優秀事例を踏まえつつ、国内の利害関係者との協議を重ね、策定されたものである。

実施規範は、プログラム別アクレディテーション向けの「Code of Practice for Programme Accreditation（COPPA）」と、機関別オーディット向けの「Code of Practice for Institutional Audit（COPIA）」の2種類があり、両者とも以下の9つの領域について大まかな要件が設定されている。

〔プログラム別アクレディテーション・機関別オーディットにおける質評価の領域〕

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ①ビジョン、使命、教育目的、学習成果 | ⑥教育資源 |
| ②カリキュラム設計・提供 | ⑦プログラムのモニタリング及び点検・評価 |
| ③学生の達成度評価 | ⑧リーダーシップ・管理運営 |
| ④学生の選抜・学生への支援サービス | ⑨継続的な質の改善 |
| ⑤教員 | |

各領域で設定されている質の基準は、充足すべき程度に合わせて2種類の表現で示されており、必ず充足しなければならない基準（Benchmarked Standards）については「must」、充足することが推奨される基準（Enhanced Standards）については「should」と示されている。本実施規範は、高等教育機関が自ら教育を強化し、内部質保証及び MQA が実施する外部質保証の手引きとして活用されることを意図して作成された。

(3) 第三者評価

マレーシアにおける第三者評価は、暫定アクレディテーション（Provisional Accreditation）とフル・アクレディテーション（Full Accreditation）で構成される。暫定アクレディテーションとは、教育プログラムの内容が学習者にとって最低限の要件を満たしているかを審査する評価で、最低限の要件を満たしていると判断された場合には適格認定が付与される。暫定アクレディテーションによって付与される（暫定的な）適格認定は、教育省から与えられるプログラム開設の認可の条件にもなっている。

一方、フル・アクレディテーションとは、教育プログラムが開設されたのちに受ける第三者評価。暫定アクレディテーションによって付与された適格認定が、プログラム開設後も十分なものであるかを審査し、最低要件を満たしていると判断された場合には適格認定が付与される。フル・アクレディテーションでは、MQF で求められている要件に応じ、プログラム別アクレディテーションの実施規範（COPPA）に沿って提示された優良事例（Good Practice）の要素を確認しつつ、教育プログラムが関連基準を満たしているどうかを審査する。

また、適格認定が付与された後は、オーディットという評価がある。機関別オーディット（Institutional Audit）は、総合的なものとテーマ別のものに分かれ、高等教育機関に対する定期的かつ継続的な学術（教育・研究）の評価であったり、教育プログラムの適格認定を維持・延長するための評価である。

いずれの第三者評価（アクレディテーション、オーディット）も任意で受けるものではあるが、アクレディテーションによる適格認定は学生ローンの受給や政府からの認証に必須条件となっており、政府の政策によって実質的に義務化されている。これらすべての第三者評価は MQA によって行われている（表5を参照）。

BRIEFING ON MALAYSIA:

Quality Assurance in Higher Education

表 5 : 第三者評価の種類

	(a) 暫定アクレディテーション	(b) フル・アクレディテーション	(c) 機関別オーディット	
			メンテナンス・オーディット	テーマ別・オーディット
目的	高等教育機関による教育プログラムの開設にあたって、プログラムが最低限の基準を満たしているかを審査・評価する（基準を満たしている場合は、適格認定が付与される）	実施されている教育プログラムが、適格認定に求められている基準をすべて満たしているかを審査・評価する（基準を満たしている場合は、適格認定が付与される）	フル・アクレディテーションによって適格認定を付与されたのちに実施される、定期的かつ継続的な審査・評価	データの検証や政策策定、教育機関や教育プログラムの格付け等を目的とした評価： ①教育の実績評価 ②自己適格認定資格を得るための評価 ③格付け ④学問分野別の格付け
受審時期	教育プログラム開設前	教育プログラム開設後、最初の入学者が最終学年になった年	教育プログラムがフル・アクレディテーションによって適格認定を付与されてから、少なくとも5年に一度	必要に応じて
受審単位	教育プログラム別	教育プログラム別	機関別（単一学部あるいは複数学部）	
実施者	MQA	MQA	MQA	MQA
プロセス	①プログラム設置申請者からの書類提出 ②MQA 評価チームによる書面調査 ③MQA アクレディテーション委員会による判定	①高等教育機関による自己評価 ②高等教育機関からの書類提出 ③MQA 評価チームによる書面調査・訪問調査 ④MQA アクレディテーション委員会による判定	①高等教育機関による自己評価 ②高等教育機関からの書類提出 ③MQA 評価チームによる書面調査・訪問調査 ④MQA オーディット委員会による判定	評価のテーマ（目的）による
評価のサイクル		フル・アクレディテーションの審査は一度しか実施されない。適格認定は、有効期限がなく、永久に保持される	少なくとも5年に一度	

（作成：大学評価・学位授与機構）

（a）暫定アクレディテーション：教育プログラム開設前の適格認定

◇目的

教育プログラムの開設にあたって、実施規範に示されている9つの領域（Ⅲ（2）参照）、特にカリキュラム設計について、備えるべき最低限の要件が満たされているかどうかを審査することが目的。基準等を満たしている場合には、（暫定的な）適格認定が付与される。プログラム設置申請者は、暫定アクレディテーションの報告書を審査書類の一つとして教育省に提出し、教育省から認可が下りた場合にプログラムを開設できる。

◇プロセス

1）プログラムに関する書類の提出

プログラム設置申請者（高等教育提供機関）は、MQA 指定の様式（MQA-01）に基づき、①設置申請者の情報、②プログラムの基本情報（名称、MQF における資格・学位レベル、学習期間など）、③実施規範に示されている基準の充足状況、について書類を作成する。



2) MQA による評価 (External Quality Audit)

MQA が編成する評価チーム (Panel of Assessors) が担当する。プログラム提供者が作成した書類等の分析を経て、評価報告書が MQA に提出される。必要に応じて、訪問調査が実施されることもある。

3) 判定と結果の活用

評価報告書をもとに、MQA のアクレディテーション委員会での審議を経て、基準を満たしていると判断された場合には (暫定的な) 適格認定が付与される。MQA は評価結果書を教育省に報告し、教育省は当該報告書に基づき教育プログラム開設の認可を行うかどうかを判断する。なお、MQA から適格認定が与えられなかった場合、再度審査を受けなければならない。

評価報告書は受審者に示され、教育省が実施するプログラムの設置審査の際に、プログラム設置申請者が提出する審査書類の一つとして活用される。

(b) フル・アクレディテーション：教育プログラム開設後の適格認定

◇目的

教育プログラム開設後、最初に入学者が最終学年になったときに受ける評価。実施規範に示されている9つの領域における基準を満たし、かつ MQF に則っているかどうかを審査することが目的。基準等を満たしている場合には、適格認定が付与される。

◇プロセス

1) プログラムの自己評価 (Self-Review (Internal Quality Audit)) と書類の提出

プログラム提供者は、MQA 指定の様式 (MQA-02) に基づき、①設置者の情報、②プログラムの基本情報 (名称、MQF における資格・学位レベル、学習期間など)、③実施規範に示されている基準の充足状況、④プログラムの自己評価書、について書類を作成する。自己評価書を作成するにあたり、プログラム提供者は自己評価を行う。

2) MQA による評価 (External Quality Audit)

MQA が編成する評価チーム (Panel of Assessors) が担当する。プログラム提供者が作成した自己評価書等の分析・訪問調査を経て、評価報告書が MQA に提出される。

3) 判定と結果の活用

評価報告書をもとに、MQA アクレディテーション委員会での審議を経て、基準を満たしていると判断された場合には適格認定が付与される。一方、不適格の判定を受けた場合、あるいは不適格の事由について改善が見込まれない場合、MQA は教育省に報告し、必要な措置を講じるよう求める¹⁵。プログラム提供者は、評価報告書を質の継続的な改善に活用する。

MQA では、高等教育提供者が評価結果について不服申し立てができるように方針及び方策を講じており、マレーシア資格機構法 (Malaysian Qualifications Agency Act) で規定されている。高等教育提供者は、不適格や認可停止の通知日から30日以内に、教育省に不服申し立てができる。

※専門職学位プログラムの認定

通常、専門職学位プログラムについては、MQA と当該専門職団体の合同評価委員会が組織され、専門職団体が策定した基準に沿って評価が行われる。プログラムが適格認定を付与された場合、通常 MQA からの認定と専門職団体の認証の両方を同時に受けることができる。例えば工学分野では、マレーシア工学協会 (Board of Engineers) や MQA などの代表者から構成される工学アクレディテーション委員会 (Engineering Accreditation Council) が、工学分野の学位課程に対してプログラム別アクレディテーションを行っている。このような体制で評価が行われている分野として、工学のほか、医学、歯学、薬学、建築学などがある。

¹⁵ 教育省による必要な措置は、教育プログラムの継続認可の停止や学生募集停止といった措置を含む。

(c) 機関別オーディット (Institutional Audit)

◇ 目 的

機関別オーディットは、受審目的に応じて総合的あるいはテーマ別といった様々な種類がある。例えば、フル・アクレディテーションによって付与された適格認定の適格性が維持されているかを審査することが目的の評価（メンテナンス・オーディットと呼ばれる）や、組織の教育活動や成果を定期的かつ継続的に評価することが目的の評価（テーマ別オーディット）等がある。テーマ別オーディットは目的に応じて実施され、例として、教育の実績評価（Academic Performance Audit）や、自己適格認定資格（Self-Accreditation Status）を得るための評価、格付け（Rating）あるいは学問分野別の格付け（Discipline Rating）を目的とした評価がある。いずれの評価においても受審者から MQA に提出する書類の様式は同じだが、評価チームが作成する評価報告書は受審目的に応じた内容となる。単一学部あるいは複数学部単位で受審する。

◇ メンテナンス・オーディットのプロセス

1) 受審者による自己評価（Self-Review (Internal Quality Audit)）

受審者は、MQA 指定の様式（MQA-03／別称：Self-Review Portfolio）に基づき、①設置者の情報、②実施規範に示されている基準の充足状況、③機関の自己評価書について書類を作成する。

2) MQA による評価（External Quality Audit）

MQA が編成する評価チーム（Panels of Auditors）が担当する。受審者が作成した自己評価書等の分析、訪問調査を経て、評価報告書が MQA に提出される。

3) 判定と結果の活用

評価報告書をもとに、MQA のオーディット委員会での審議を経て、プログラムの適格認定の継続あるいは取消の判定とともに、質の状況や改善を要する点が報告書に示される。報告書は受審者に送付され、質の継続的な改善に活用される。

◇ テーマ別オーディットのプロセス

1) 受審者による自己評価（Self-Review (Internal Quality Audit)）

受審者は、MQA 指定の様式（MQA-03／別称：Self-Review Portfolio）に基づき、①設置者の情報、②実施規範に示されている基準の充足状況、③機関の自己評価書について書類を作成する。

2) MQA による評価（External Quality Audit）

MQA が編成する評価チーム（Panels of Auditors）が担当する。受審者が作成した自己評価書等の分析、訪問調査を経て、評価報告書が MQA に提出される。

3) 結果の活用

評価結果は、データの検証や政策策定、教育機関や教育プログラムの格付け（rating）等、オーディットの目的に応じて活用される。評価報告書は、教育省に提出され、自己適格認定資格の付与に活用されることもある。

BRIEFING ON MALAYSIA:

Quality Assurance in Higher Education

※自己適格認定資格（Self-Accreditation Status）とそのための評価

機関別オーディットの中のテーマ別オーディットの一つに、自己適格認定資格を得るための評価がある。自己適格認定資格とは、内部質保証機能が優れている教育機関に対して、教育省が付与する資格である。自己適格認定資格が付与された教育機関は、教育プログラムの設置権限が与えられ、教育機関が自ら行う評価（アクレディテーション）によってプログラムの適格性を認めるという仕組みである。これまでに9大学¹⁶が教育省から同資格を得ている（2013年6月現在）。

自己適格認定資格を得た高等教育機関は、MQR（Malaysian Qualifications Register：マレーシア資格登録簿）に登録するため、自己適格認定資格を有する教育プログラムの一覧をMQAに提出する。なお、MQRへの登録にあたり、MQAによる評価は実施されない。高等教育機関が自己適格認定資格を得たのちは、2年に一度、自己評価報告書（self-review report）をMQAに送付する必要がある。

《第三者評価の受審料》

MQAは、評価に対し受審料を課している。受審料は、資格・学位のMQFレベルや学問分野ごとに定められている。受審料は、評価者への謝金や旅費、運営費をもとに算出されている。受審料は申請段階で全額納付することが求められており、それゆえに未納金を最小限に抑えることができている。詳しくは、表6を参照。

表6：MQAによる第三者評価の審査費用¹⁷

1RM＝約31円（2014年4月現在）

暫定アクレディテーション	サーティフィケート		RM3,500
	ディプロマ、上級ディプロマ		RM4,000
	グラジュエート・サーティフィケート、グラジュエート・ディプロマ、大学院サーティフィケート、大学院ディプロマ		RM5,500
	学士、修士、博士		RM7,500
フル・アクレディテーション	サーティフィケート		RM6,500
	ディプロマ、上級ディプロマ		RM7,000
	グラジュエート・サーティフィケート、グラジュエート・ディプロマ、大学院サーティフィケート、大学院ディプロマ		RM8,500
	学士、修士、博士	医学	RM25,000
		薬学、歯学、眼科	RM18,000
		その他	RM10,000
機関別 オーディット ¹⁸	メンテナンス・オーディット		定額なし
	教育の実績評価（Academic Performance Audit）、 あるいは、自己適格認定資格 を得るための評価	教育プログラム数が50以下	RM30,000
		教育プログラム数が50～100	RM40,000
		教育プログラム数が100以上	RM50,000

（作成：大学評価・学位授与機構）

¹⁶ 公立の研究大学5校（マラヤ大学、マレーシア国民大学、マレーシア・ブトラ大学、マレーシア科学大学、マレーシア工業大学）と、外国大学のマレーシア校4校（モナシュ大学サンウェイキャンパス、ノッティンガム大学マレーシアキャンパス、カーティン工科大学サラワクキャンパス、スインバン工科大学サラワクキャンパス）。

¹⁷ 第三者評価に係る申請書類の様式は、MQAのウェブサイト上でダウンロードできる（<<http://www.mqa.gov.my/>>の“Forms & Submission of Applications”）。受審料は各申請書に記載されている。

¹⁸ 通常、機関別オーディットの受審料は、評価の目的や評価される教育プログラムの数によって決まる。メンテナンス・オーディットの受審料は、定額が設けられていない。

IV. 質保証システムの課題と今後の方針

質保証システム及び MQF（マレーシア資格枠組み）は、ポリテクニクやコミュニティ・カレッジ等を含め、すべての公立高等教育機関及び私立高等教育機関に等しく適用される。

現在の質保証システムは、高等教育機関の強化を目的とし、教育機関の自律や説明責任を果たすよう促している。また、内部質保証システムを強化し、定期的かつ継続的な第三者評価に重点的に取り組むよう促している。これらの取り組みは、政策と高等教育機関の説明責任との間で釣り合いをとりながら、政府や高等教育機関、質保証機関、専門職団体の間で継続的な議論が必要である。そして、これらの質保証政策や実践について、社会からの理解を高めることも重要である。第三者評価では、より一層卒業生の質に重きを置いており、教育業界やその他利害関係者からの継続的な理解や支援が不可欠である。

質保証の優れた実践を行い、高等教育の質を高めていくために、MQA は質保証機関として、高等教育機関とともにその責任を担っている。

〔記：マレーシア資格機構（MQA）〕

マレーシア資格機構（MQA）の概要

英文名称：	Malaysian Qualifications Agency（MQA）
設置年：	2007 年（全国アクレディテーション委員会と質保証部門を統合し、マレーシア資格機構法により設立される）
設置形態：	法律により設置された公的機関
所在地：	マレーシア プタリン・ジャヤ特別市（クアラルンプールに隣接）
代表者：	Dato' Prof. Dr. Rujhan bin Mustafa (Chief Executive Officer : CEO)
設立目的：	国の高等教育質保証システムの基盤を成すマレーシア資格枠組み（MQF）を管理・運用するとともに、質保証の実践のモニタリングや監督、マレーシア国内の高等教育のアクレディテーションによる適格認定を行うこと
組織体制：	機構長（CEO）のもとに、300名のスタッフで構成。登録評価者は1,600名に上る。管理運営組織として、評議会、評価委員会、基準策定グループを設置。評議員は教育大臣が任命し、評価に関する方針・実施計画の承認等を役割とする。評価委員会は評価の種類毎に設置され、アクレディテーション委員会は、評議会から独立して、アクレディテーションによる適格認定の付与権限を持つ。
主な活動：	・ マレーシアの資格・学位の参照となる MQF を管理・運用すること ・ 関係団体との協力により、学位授与に関する参照基準等を整備すること ・ 高等教育機関ならびに教育プログラムの質を保証すること ・ 基準を満たす教育プログラムに対して評価による適格認定を行うこと ・ 学位認証（The recognition and articulation of qualifications）を推進すること ・ マレーシア資格登録簿（MQR）を管理・運用すること
国際組織加盟状況：	・ APQN（アジア太平洋質保証ネットワーク） ・ INQAAHE（高等教育質保証機関の国際ネットワーク） ・ AQAN（ASEAN 質保証ネットワーク） ・ AQAAIW（イスラム世界の質保証機関ネットワーク）
ウェブサイト：	http://www.mqa.gov.my/

BRIEFING ON MALAYSIA:

Quality Assurance in Higher Education

出典（原典）・参考資料・参考ウェブサイト

- ・ 秋庭 裕子. (2010 年 3 月). 第 6 節 マレーシア, 第 2 章 東南アジア諸国の制度と実施状況. *ACTS(ASEAN Credit Transfer System)*と各国の単位互換に関する調査研究 (平成 21 年度文部科学省先導的の大学改革推進経費による委託研究報告書) (pp.137-146). 広島大学. <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00001/ACTS_2-6_137_Malaysia.pdf>
- ・ Department of Higher Education, Ministry of Education. <<http://jpt.mohe.gov.my/eng/menupemasaran.php>>
- ・ Education Act. (1996). (Malaysia).
<http://planipolis.iiep.unesco.org/upload/Malaysia/Malaysia_Education_Act_1996.pdf>
- ・ Education Malaysia. <<http://www.mohe.gov.my/educationmsia/index.php>>
- ・ Education Marketing Division, Department of Higher Education, Ministry of Education. *Twinning Degree Programmes*.
<http://jpt.mohe.gov.my/PEMASARAN/booklet%20Education%20Malaysia/MOHE%20booklet%20-%20Twinning%20Programme%20Edition%201_2010.pdf>
- ・ Engineering Accreditation Council. <<http://www.eac.org.my/web/index.html>>
- ・ Ministry of Education. *Malaysia Higher Education Statistics 2011*.
<http://www.mohe.gov.my/web_statistik/perangkaan2011.htm>
- ・ Malaysian Qualifications Agency. <<http://www.mqa.gov.my/>>
- ・ Malaysian Qualifications Agency Act. (2007).
<<http://www.mqa.gov.my/portal2012/dokumen/Act%20%20MQA%20679%20english.pdf>>
- ・ Malaysian Qualifications Agency. (2009). *Code of Practice for Institutional Audit*. (Second Edition).
<<http://www.mqa.gov.my/portal2012/garispanduan/COPPA/COPPA%202nd%20Edition%20Dec%202008.pdf>>
- ・ Malaysian Qualifications Agency. (2008). *Code of Practice for Programme Accreditation*.
<<http://www.mqa.gov.my/portal2012/garispanduan/COPPA/COPPA%202nd%20Edition%20Dec%202008.pdf>>
- ・ Malaysian Qualifications Agency. *Malaysian Qualifications Framework*.
<http://www.mqa.gov.my/mqr/dokumen/kerangka_BI_FA.pdf>
- ・ Malaysian Qualifications Register. <<http://www.mqa.gov.my/mqr/english/eperutusan.cfm>>
- ・ Ministry of Education. <<http://www.moe.gov.my/en/home>>
- ・ Ministry of Education. <<http://www.mohe.gov.my/portal/en/>>
- ・ Private Higher Educational Institutions Act. (1996). (Malaysia).
<<http://jpt.mohe.gov.my/RUJUKAN/Act%20555%20-%20IPTS%20-%20BI.pdf>>
- ・ Universities and University Colleges Act. (1971). (Malaysia).
<http://www.ukm.my/e-pelajar/pdf/2013/mac/bul_05032013-25_2.pdf>
- ・ Zita Mohd Fahmi. *An Overview, Challenges and Vision of the Quality Assurance System of Higher Education-Malaysia* [PDF document]. 日本・ASEAN インフォメーション・パッケージに関する内部セミナー. (2010 年 9 月 30 日).
<http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/pdf/08_no17_mqa_slides.pdf>
- ・ Zita Mohd Fahmi. *EQA Good Practices –Malaysian Qualifications Agency* [PDF document]. International Conference on Innovations in External Quality Assessment: Chain of Quality. (Feb, 13-14, 2013).
<http://www.onesqa.or.th/en/events/APQN13Feb13/2_Malaysia_Prof_Zita_Mohd_Fahmi.pdf>
- ・ Zita Haji Mohd Fahmi. *Quality Assurance in Malaysian Higher Education* [PDF document]. Proceedings of the ASEAN Quality Assurance Agencies Roundtable Meeting (July, 2008). pp.81-90.
<<http://www.mqa.gov.my/aqan/publications/Proceeding%202008.pdf>>

資料作成：評価事業部 国際課
2014 年 4 月（2015 年 2 月更新）

